

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対象条文

目次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）	1
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百四号）（抄）	13
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）	14

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別管理一般廃棄物）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。） 第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 廃水銀（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。）</p> <p>一の三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号リ（六）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号並びに第二条の四第五号リ（六）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第五号ル（25）、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第五</p>	<p>（特別管理一般廃棄物）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。） 第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号チ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号並びに第二条の四第五号チ（6）、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）</p> <p>六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第五号又（25）、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第五</p>

号ル(25)、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。
八 (略)

(産業廃棄物)

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 一〇 (略)

十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設(ダイオキシン類(同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。))を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ロ ト (略)

十三 (略)

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 一四 (略)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。)

イ 一八 (略)

二 廃水銀等(廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は

号又(25)、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。
八 (略)

(産業廃棄物)

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 一〇 (略)

十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設(ダイオキシン類(同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。))を発生し、及び大気中に排出するものに限る。)又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻(事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。)

ロ ト (略)

十三 (略)

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 一四 (略)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。)

イ 一八 (略)

(新設)

生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したものを（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

ホ・ヘ（略）

ト 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

チ〜ル（略）

六十一（略）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ（ウ）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ロ 一般廃棄物（又(2)に規定する水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立処分場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止する

二・ホ（略）

ヘ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

ト〜ル（略）

六十一（略）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ（ウ）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

ロ 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ず

ために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

ハ〜リ (略)

又 水銀処理物(第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するため処理したもの(同条第一号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。)をいう。(2)及び(3)において同じ。)の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 水面埋立処分を行つてはならないこと。

(2) 水銀処理物(水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。)の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行つこと。

(3) 水銀処理物(2)に規定するものを除く。)の埋立処分を行う場合には、口によるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

ル〜ワ (略)

四 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及び二の規定の例によるほか、次によること。
- イ〜二(略)

ること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

ハ〜リ (略)

(新設)

又〜ヲ (略)

四 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及び二の規定の例によるほか、次によること。
- イ〜二(略)

ホ 第一条第一号若しくは第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

ヘ 第一条第一号若しくは第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

ト～リ (略)

二 特別管理一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、前号イ(1)並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ (略)

ロ 第一条第一号の二から第三号までに掲げる廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ハ (略)

三・四 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

ホ 第一条第一号に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

ヘ 第一条第一号に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

ト～リ (略)

二 特別管理一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、前号イ(1)並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ (略)

ロ 第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ハ (略)

三・四 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

- イ (略)
- ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)(又は水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものであつて環境省令で定めるもの(以下この項において「水銀使用製品産業廃棄物」という。)(の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。
- ハ (略)
- ニ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。
- ホ (略)
- ヘ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。
- 二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)(又は再生に当たつては、次によること。
- イ 二 (略)
- ホ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等(水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。)(2)において同じ。)(の処分又は再生を行う場合には、次によること。
- (1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ

- イ (略)
- ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)(の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。
- ハ (略)
- ニ 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。
- ホ (略)
- ヘ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。
- 二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)(又は再生に当たつては、次によること。
- イ 二 (略)
- (新設)

め、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

- (3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号下の規定の例によること。

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ（ル）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及び口並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴つて生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含む）はんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(2) (略)

- (3) 第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ（ル）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及び口並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴つて生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含む）はんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）であるものを除く。）

(2) (略)

- (3) 第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）

(4) 第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(5)・(6) (略)

ロㇿチ (略)

リ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

又 (略)

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホまで及びタによるほか、第三条第三号ワ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。

ヲㇿレ (略)

ソ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ナに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ツㇿウ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(4) 第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）

(5)・(6) (略)

ロㇿチ (略)

リ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

又 (略)

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホまで及びタによるほか、第三条第三号ヲ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。

ヲㇿレ (略)

ソ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ツに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ツㇿウ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)(の収集、運搬及び処分(再生を含む。))の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及び二、第四条の二第一号イから二まで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

イ 感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物又は廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、第四条の二第一号ホ及びへの規定の例によること。

ロ(二) (略)

二 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。))又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ(ト) (略)

チ 第二条の四第五号へ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物であつて環境省令で定めるものの処分又は再生は、第六条第一項第二号ホ(1)及び(2)の規定の例によること。

リ (略)

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ(1)に限る。)、二及びホ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。
イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)(の収集、運搬及び処分(再生を含む。))の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及び二、第四条の二第一号イから二まで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

イ 感染性産業廃棄物又は廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を行う場合には、第四条の二第一号ホ及びへの規定の例によること。

ロ(二) (略)

二 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。))又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ(ト) (略)

(新設)

チ (略)

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ(1)に限る。)、二及びホ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。
イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃

棄物の処分の場所（次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることとの表示がなされている場所で行うこと。

(1) (5) (略)

(6) 廃水銀等を処分するために処理したものの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

(7) (略)

ロ イ(1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

ハ (略)

ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号又(1)から(12)までに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第三号の規定の例によること。

ホ ヌ (略)

ル 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固化すること。

ヲ 廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行つてはならないこと。

(2) 廃水銀等を処分するために処理したものの(イ(6)に掲げるものを除く。)の埋立処分を行う場合には、ハによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

ワ ヲ (略)

タ ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、イからハまで、ソ及びピネによるほか、第六条第一項第三号ル（同号ハか

棄物の処分の場所（次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることとの表示がなされている場所で行うこと。

(1) (5) (略)

(新設)

(6) (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

ハ (略)

ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号リ(1)から(12)までに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第三号の規定の例によること。

ホ ヌ (略)

(新設)

(新設)

ル ヲ (略)

カ ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、イからハまで、タ及びソによるほか、第六条第一項第三号ル（同号ハか

ラホまで及びタに係る部分を除く。）の規定の例によること。
レツ（略）

ネ 第二条の四第五号リ(6)に掲げる廃棄物（別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする。

ナ（略）

リ ホ、へ、カからタまで及びソからナまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。

四（略）

2（略）

（産業廃棄物処理施設）

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一～十（略）

十一 廃水銀等の硫化施設

十二～十三の二（略）

十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

イ 第六条第一項第三号八(1)から(5)まで及び第六条の五第一項第三号イ(1)から(7)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

ロ・ハ（略）

（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設）

第七条の二 法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号、第十号の二及び第十一号の二から

ラホまで及びタに係る部分を除く。）の規定の例によること。
ヨレ（略）

ソ 第二条の四第五号チ(6)に掲げる廃棄物（別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする。

ツ（略）

ネ ホ、へ、ヨからカまで及びタからツまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。

四（略）

2（略）

（産業廃棄物処理施設）

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一～十

（新設）

十一～十三の二（略）

十四 産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

イ 第六条第一項第三号八(1)から(5)まで及び第六条の五第一項第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

ロ・ハ（略）

（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設）

第七条の二 法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号まで

第十四号までに掲げるものとする。

(熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準)
 第七条の三 法第十五条の三の三第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たっては、次によること。
 - イ 第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ(1)、第五条の四第一号ロ並びに第六条の五第一項第二号イからリまで(リ(3)を除く。()の規定の例によること。
 - ロ (略)

別表第三(第二条の四関係)

(略)	(略)
三	第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設 (第二条の四第五号チ(2)、又(12)及びル(24)に掲げる廃棄物の処分の用に供するものに限る。)
(略)	(略)

に掲げるものとする。

(熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準)
 第七条の三 法第十五条の三の三第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たっては、次によること。
 - イ 第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ(1)、第五条の四第一号ロ並びに第六条の五第一項第二号イからチまで(チ(3)を除く。()の規定の例によること。
 - ロ (略)

別表第三(第二条の四関係)

(略)	(略)
三	第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設 (第二条の四第五号ト(2)、リ(12)及びヌ(24)に掲げる廃棄物の処分の用に供するものに限る。)
(略)	(略)

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令（平成四年政令第三百四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める産業廃棄物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める産業廃棄物は、安定型産業廃棄物及び廃棄物処理令第六条の五第一項第三号イ(1)から(7)までに掲げる産業廃棄物（次項において「遮断型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物であつて、廃棄物処理令第六条又は第六条の五第一項の規定により埋立処分を行うことができるものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（政令で定める産業廃棄物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める産業廃棄物は、安定型産業廃棄物及び廃棄物処理令第六条の五第一項第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物（次項において「遮断型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物であつて、廃棄物処理令第六条又は第六条の五第一項の規定により埋立処分を行うことができるものとする。</p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属くず（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ(1)に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、同号イ(1)に規定する廃容器包装及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、</p>	<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第四号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）別表第三の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。）及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの（以下「指定水底土砂」という。）以外の水底土砂、金属くず（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ(1)に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの及び同号イ(1)に規定する廃容器包装を除く。）その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底</p>

当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二 (略)

三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態（液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、その全てを水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数の状態とする。）にして排出すること。

四 油性廃棄物（ピッチその他の温度五十度において固体状であるもの、廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）及びポリ塩化ビフェニル処理物（同号八に規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）を除く。第三項の表第二号において同じ。）を排出する場合には、熱しやく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ熱しやく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。）を排出する場合には、廃棄物処理令第三条第三号八及びびへの規定の例により、廃棄物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する廃棄物を排出する場合においては同号へ、ト及びフの規定の例により、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号レに規定する廃棄物を排出する場合には同号カ、ヨ及びビレの規定の例により排出すること。

六（九）（略）
十 廃棄物処理令第二条の四第五号リ(6)、第七号及び第十号に掲げ

土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二 (略)

三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態（液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、そのすべてを水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数の状態とする。）にして排出すること。

四 油性廃棄物（ピッチその他の温度五十度において固体状であるもの、廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）及びポリ塩化ビフェニル処理物（同号八に規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。）を除く。第三項の表第二号において同じ。）を排出する場合には、熱しやく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するために処理したもの（それぞれ熱しやく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。）を排出する場合には、廃棄物処理令第三条第三号八及びびへの規定の例により、廃棄物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する廃棄物を排出する場合においては同号へ、ト及びフの規定の例により、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ヨに規定する廃棄物を排出する場合には同号カ、ワ及びビヨの規定の例により排出すること。

六（九）（略）
十 廃棄物処理令第二条の四第五号チ(6)、第七号及び第十号に掲げ

る廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号ソ若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ナに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十二（略）

十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合には、廃棄物処理令第四条の二第二号口の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 感染性一般廃棄物（廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。）又は感染性産業廃棄物（廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。）（廃棄物処理法第二条第四項第一号に規定する廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十五（略）

十六 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適

る廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号ソ若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ツに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十二（略）

十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合には、廃棄物処理令第四条の二第二号口の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号又に規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 感染性一般廃棄物（廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。）又は感染性産業廃棄物（廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。）（廃棄物処理法第二条第四項第一号に規定する廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十五（略）

十六 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号ヘに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適

合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ワの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

十七・十八（略）

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）と遮断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一（略）

二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(2)及び(4)並びに第六条の五第一項第三号イ(2)、(4)及び(7)に掲げる廃棄物

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号ソに規定する廃棄物

四・五（略）

3～5（略）

合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ルの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

十七・十八（略）

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一（略）

二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(2)及び(4)並びに第六条の五第一項第三号イ(2)、(4)及び(6)に掲げる廃棄物

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号タに規定する廃棄物

四・五（略）

3～5（略）

